

コンテンツ戦略ワーキンググループ の検討体制について

2025年3月
内閣府 知的財産戦略推進事務局

知的財産戦略の推進に関する体制

知的財産戦略本部 (知的財産基本法第24条に基づき2003年に設置)

(本部長: 内閣総理大臣、副本部長: 内閣官房長官、知的財産戦略担当大臣(※1)、文部科学大臣、経済産業大臣
その他の全閣僚及び民間有識者(10名)で構成)

知的財産推進計画を毎年度策定(知的財産基本法第23条)

策定

事務局

推進計画素案等のとりまとめ

知的財産推進計画

知的財産基本法に基づき、知的財産戦略本部が決定する政府全体の推進計画。2003年から毎年策定している。

総合調整
・実行



知的財産戦略推進事務局

Cabinet Office, Government of Japan

知的財産(※2)の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する企画・立案及び総合調整。(内閣府設置法第4条第1項第6号)

事務局

構想委員会 (民間有識者で構成)

- ①「知的財産戦略ビジョン」に掲げた「価値デザイン社会」実現のための中長期の方向性及び具体的施策の構想
- ②各種施策の実施状況の検証・評価
- ③毎年度の知的財産推進計画の素案とりまとめ

実行



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry
(特許庁)

産業財産権(特許、
商標、意匠など)
標準化
コンテンツ振興



文部科学省
(文化庁)

著作権
文化芸術振興
産学連携



農林水産省

育成者権
地理的表示



財務省

水際措置



法務省

訴訟制度



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

放送・通信



警察庁

取締

....

(※1)知的財産戦略担当大臣

<内閣府設置法第9条に基づく特命担当大臣>

・知的財産の創造、保護及び活用の推進を図るための基本的な政策に関する事項

(※2)「知的財産」:①人間の創造的活動により生み出されるもの(発明、意匠、著作物、植物の新品種等)、

②事業活動に用いられる表示(商標等)、③事業活動に有用な技術上又は営業上の情報(営業秘密等)。

(知的財産基本法第2条第1項)

「推進計画2025」に向けた検討体制（令和6年9月～令和7年6月）

知的財産戦略本部

構想委員会

コンテンツ戦略WG

- 知財計画のうちコンテンツ戦略に係る部分について審議

クリエイティブジャパンWG

- 知財計画のうちクールジャパン戦略に係る部分について審議

国際標準戦略部会

- 我が国における国際標準の戦略的な活用に関する施策について審議

関連するその他の会議体

コンテンツ産業官民協議会

※新資本事務局と共同事務局

映画戦略企画委員会

※新資本事務局と共同事務局

ロケ撮影の環境改善に関する
実務者懇談会

海賊版対策官民実務者級連絡会議

デジタルアーカイブ戦略懇談会

デジタルアーカイブ推進に関する検討会

知財投資・活用戦略の有効な開示
及びガバナンスに関する検討会

※経産省と共同事務局

構想委員会の検討スケジュール

- 第1回構想委員会（10月7日）
 - ・「知的財産推進計画2024」の進捗状況
 - ・「知的財産推進計画2025」に向けた検討

- 第2回構想委員会（12月12日）
 - ・各部会等の検討状況
 - ・「知的財産推進計画2025」に向けた検討

- 第3回構想委員会（2月14日）
 - ・各部会等の検討状況
 - ・「知的財産推進計画2025」に向けた検討

- 第4回構想委員会（4月中旬）
 - ・各部会等の検討状況
 - ・「知的財産推進計画2025」ドラフト

- 第5回構想委員会（5月中旬）
 - ・「知的財産推進計画2025」（案）

- 知的財産戦略本部（6月頃）

コンテンツ戦略ワーキンググループの開催について

令和4年1月31日
知的財産戦略本部
構想委員会座長決定

- 1 「構想委員会の運営について」（令和元年9月27日知的財産戦略本部構想委員会座長決定）第2項に基づき、知的財産推進計画におけるコンテンツに関する現状と課題及び施策の方向性について検討するため、コンテンツ戦略ワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。
- 2 WGの座長（以下「座長」という。）及び委員は、別紙のとおりとする。座長は、必要があると認めるときは、委員のほかにオブザーバを参加させることができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバ以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 4 会議は、原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。
- 5 会議資料及び議事録は原則として会議開催後公開する。
- 6 座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7 前項の場合において、座長は、委員、オブザーバ、参考人及び傍聴者に対し、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。
- 8 前各項に掲げるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

【別紙】

コンテンツ戦略ワーキンググループ委員名簿案（14名）

令和7年3月18日

いけがい 生貝	なおと 直人	一橋大学大学院法学研究科 教授
うちやま 内山	たかし 隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
せき 関	はじめ 一	株式会社スクウェア・エニックス 執行役員／最高法務責任者
とみやま 富山	しょうご 省吾	日本映画大学 理事長
なかい 中井	ひでのり 秀範	一般社団法人 日本音楽事業者協会 専務理事
ながた 永田	ひでひこ 英彦	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 取締役 CFO
○なかむら 中村	い ち や 伊知哉	iU 学長
なかやま 中山	あつお 淳雄	Re entertainment 代表
なつ の 夏野	たけし 剛	近畿大学 特別招聘教授 情報学研究所長
ぬまた 沼田	みちつぐ 通嗣	テレパック取締役 プロデューサー
はやし 林	いづみ いづみ	弁護士、桜坂法律事務所パートナー
ほりうち 堀内	やすきよ 保潔	一般社団法人 日本経済団体連合会 産業政策本部長
ももい 桃井	のぶひこ 信彦	株式会社バンダイナムコホールディングス 取締役
やまぐち 山口	のりかず 哲一	Studio ENTRE 株式会社 代表取締役

○は座長

（敬称略、五十音順）